

施設・研修等分科会
第47回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第47回 施設・研修等分科会議事次第

日 時：平成27年6月24日（水）14:32～16:32

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1 開 会

2 議 事

1. 「公共サービス改革基本方針」見直しに係る意見募集への対応について（再ヒアリング）

- 国立大学法人が行っている施設管理業務（文部科学省）
- （独）国立病院機構が行っている病院の施設管理業務（厚生労働省）

2. 業務フロー・コスト分析の進捗状況について

- （独）国際協力機構の技術協力機材の在外調達支援業務（外務省）
- （独）駐留軍等労働者労務管理機構が実施している業務（防衛省）

3 閉 会

○小幡主査 お待たせいたしました。

ただいまから第47回「施設・研修等分科会」を開催いたします。

本日は、公共サービス改革法第7条に基づく公共サービス改革基本方針見直しに係る意見募集への対応として、国立大学法人が行っている施設管理業務及び独立行政法人国立病院機構が行っている病院の施設管理業務の再ヒアリング、業務フロー・コスト分析の進捗状況についての審議を行います。

初めに、国立大学法人が行っている施設管理業務の審議を行いたいと思います。

本日は、文部科学省義本審議官に御出席いただいておりますので、前回の審議結果を踏まえた今後の対応方針に係る検討結果の御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は恐縮ですが、10分程度でお願いできればと存じます。よろしく申し上げます。

○義本審議官 国立大学法人で行っております施設管理業務につきまして、春にもヒアリングをいただきまして、やりとりをさせていただきまされたけれども、さらにいろいろな形での実態、状況を整理しまして、本日は役所からだけではなくて、現場の声を聞いていただくということがより議論を深めていくという観点から、都内の東京大学とお茶の水女子大学の財務の担当の者も参りまして、受けさせていただきたいと思っておりますので、そのやりとりの中でまたいろいろな御質問等賜ればありがたいと思っておりますのでございます。

配付資料にもございますように、前回のヒアリングのときの御指摘、文科省から御回答させていただきまされたけれども、さらに再ヒアリングから事務局から御質問をいただいている点が2点ございますので、それを中心に御説明をさせていただきたいと存じます。

資料のA-3の項目がございませけれども、1点は首都圏の7大学の全ての施設の契約状況等について、一覧表で整理してください、その中で特に一者応札となっているなどの競争性の改善が必要なものについて、要因分析や改善策の取り組み状況について御説明くださいということでした。

私どもとしましては、特に御意見としては首都圏に存在する全ての施設の契約状況を把握した上で、要因分析を含めより詳細な調査が必要だという御意見もいただいております。

これについて、国立大学法人における契約におきましては、競争性を担保しつつ支出を抑えるべく包括契約を採用しているということが見られておりますし、徐々にふえております。この場合、入札要件の中には、多岐にわたる業務、性格が違うものもございませ。例えば警備業務をすると同時にその施設の周りの植栽の業務もあわせてやるということも、特に施設管理の中では見られるところございまして、さらに専門的な資格が必要となる業務も求められるなどの要因もございませるので、結果的に応札者が1者という事態も生じる場所ございませ。

ただ、私どもはその状況がそれでいいと思っておりますわけではありませないので、これは特

定の業者を排除し、または優遇するというわけではなくて、必要な資格等あるいは業務の実施体制を整えるのであれば、その業者でも競争参加が可能になっていると考えているところでございます。

なお、状況については後ほどまた御質問があればお答えさせていただきますけれども、大学によっても違いがございますが、施設の管理の状況についてはこの7つの大学について、いろいろなタイプの大学が総合大学から単科の大学、文系中心、理系、工学系中心でございますので、大体状況については網羅できているのではないかと考えているところでございます。

2番目は、施設管理業務についての国や独立行政法人において、積極的に民間競争入札（市場化テスト）が進んでいるものの、国立大学法人においては導入が進んでいないところがございます。導入が進まない理由をどのように分析しているのか、または導入が進むための今後の取り組みが必要であるかどうかについての検討をした結果を説明していただきたいということでございます。

それに付随する御意見としては、ここがございますように、職員や予算が削減している状況を鑑みれば、むしろ包括的に発注することによってトータルコストが削減され、教育研究の本来の業務に投入できるし投入すべきではないかということ。

高度な研究施設を除きまして、施設自身の管理業務については特殊性が見られるわけではないので、包括化は競争性を阻害しているわけにはならないのではないかと。

同じ大学だけではなくて、隣接大学と連携したブロック単位での発注もあるではないか。大学というのは差異が見られる、ばらつきがある。文科省においてははっきりした指導をすべきではないか。

競争環境が整っている都市部の施設にまず市場化テストを実施して、その結果を踏まえて文科省が標準例を作成すべきではないか等々の取り組みについての御意見をいただいているところでございます。

その回答でございますけれども、御案内のとおりこれは春のヒアリングでも申ししていたところでございますが、平成16年度の法人化以降、教育研究を実施するための基盤経費が残念ながら毎年1%ずつ削減されている状況がございまして、都合大体1,500億円ぐらい削減されている。その中で特に教育研究そのものの経費についてなるべく影響がないようになりまして、特に施設管理業務に代表されます一般管理経費については、法人として自主的な経費削減の圧力があり、その削減努力をさらにやるべきだということについて求められているということでございます。

こうした中で、各国立大学法人においては、教育研究活動の活性化を図るために教育研究の経費を確保すべく、一般管理費については御案内のとおり最低価格落札方式を採用しまして経費削減に努めたところがございますが、あわせて考えなくてはいけないのは、これも前回もお話しさせていただきましたように、これを担当する職員の数自身もかなり削減されているという状況の中において、具体的に手続を踏まえてやっていく中においてト

ータルとしてのコストはどうかを考えながら、サービスの質の維持、経費の削減をバランスをとりながらやっているところがございます。その中で、なじむものについては積極的に首都圏の大学においても総合評価落札方式の導入ですとか、業務の包括化を実施しているところがございます。

東大においても、駒場の施設については総合評価方式をさせていただいたり、この分科会でも御指摘いただいたような複数年契約をするということも出てまいりましたし、それもかなり進めておる状況でございます。

ほかの大学に目を転じましても、首都圏以外のところでも、例えば筑波技術大学においては筑波エリアの中のほかの機関と共同で調達して、例えば独立行政法人物質・材料研究機構ですとか、独立行政法人防災科学技術研究所を加えまして、契約内容について共同調達、中身は職員宿舎の維持管理業務とエレベーターの保守点検業務を加えてやっているところがございます。

また、名古屋大学においては、施設マネジメントの一環として施設設備の運転及び点検業務、警備業務、宿舎の管理業務を役務契約を一元化して包括契約を行っているということで、広がっておるところでございます。

私どもとしては、既に御案内のとおり独立行政法人でも競争入札をやっておられるケースもございますし、その効果あるいは状況をしっかり見た上で、それがよいものであれば大学として採用いただくということについては全然やぶさかではありませんので、これまでもお伝えしましたように、国立大学協会とも連携させていただいて、そのよい事例を周知することによって、大学の自主的判断を促していこうということがベースだと思っています。

このように、各大学においては契約における公正かつ透明な競争を確保すべく自主的、自律的な取り組みを推進してきたと考えておりますが、今後ともこれまでの公共サービス改革基本方針別表に国立大学のあり方を規定いただいておりますが、国立大学法人の業務の特殊性に配慮しながらも、多くの大学で蓄積したグッドプラクティスを共有する中で、よりよい契約のあり方についてさらに進めていきたいと思っているところがございます。

説明は以上でございます。いろいろ御意見あるいは御質問を賜りたいと思います。

○小幡主査 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました内容につきまして、委員の方々から御質問、御意見をお願いできればと思います。

榎谷副主査、どうぞ。

○榎谷副主査 御説明ありがとうございます。

大学の自主性、自律性、研究教育もそのとおりなので、できるだけ自主的にやっていただきたいというのは私もそのとおりだと思うのですが、市場化テストが全ての武器ではないということも私もよくわかっておりますが、ほかの独法などでやってみて、結構成果が出てきているのですね。それを無理やり押しつけるということについては、確かに大学と

いう観点から見たら少しあれかと。

ただ、今の御説明の中で、運営費交付金が削減されている、人員も削減されているというのは、これは国大は全部そうかもわかりませんが、実は独法も全部そういう状況の中でおやりいただいているというところがあって、本音かどうかわかりませんが、それなりにやってよかったということもおっしゃっていて、成果が出ているのです。

大学が相当経費削減されていて、特に管理部門が相当厳しい状況になっているというのは私もよく聞いたりして知ってはいるのですが、どういう実情になっているのかということとを少し現場の意見という形で御説明いただけたら我々も大変参考になります。

○小幡主査 東京大学、お願いいたします。

○平野部長 東京大学でございます。

本学もこの大学の今までの業務といったものが法人改革で様変わりをしまして、まさに教育と研究を支える管理部門については充実を図っておるのですが、一方、財務とか人事といったいわゆる管理業務については大幅な削減がなされている状況ではあります。

特に調達に関しては、部局における調達権限といったものが非常に縮小しておりまして、例えば金額の規模でいいますと、1,000万以上の契約については全て本部で行うという形になってございます。

1,000万以下は本学ともなれば、随意契約がそこでできる金額の設定をしてございますけれども、これは部局の中で特に競争的資金等で賄うような研究の資金については、教員の発注も認めている状況でございます。

ですので、部局にはなかなか契約のノウハウが蓄積できるような状況にはなっておらない。その分、本部でスケールメリットを生かした契約であるとかノウハウの蓄積ができるという状況になっているところでございます。

○樫谷副主査 本部と財務というのは、その辺は。財務も本部かと勝手に私は思ったのです。

○平野部長 本部の中に部が複数ございまして、その中に財務部というものがございます。その中に契約課というものがございます。

○樫谷副主査 契約課というものがあって、そこでやっているということですね。

○平野部長 そうです。

○小幡主査 では、お茶の水女子大学からお願いします。

○菅原課長 前提状況等につきましては、東大さんと全く同一でございます。

私どもの場合ですと、もともと小規模な大学ですので、事務局で基本的に契約等は全て一元化しております。ただ、一元化している状況であってもその人員というのは施設関係で直接契約に携わる者が3、4名で、物品等、役務等であっても4、5名といった状況でございまして、それで何とか人をやりくりしてやっている状況でございます。

一部、契約手続等の合理化などの観点から、例えば金額が大分違いますけれども、50万以下については教員発注を認めて、それを電子フローに載せて手続を行って、なるべく人

手をかけないで省力化をして事務処理を行うといった工夫は行っております。

今回のこの対象になっております大きな施設関係でございますとか警備といった契約については、全て事務局で一元的に取り扱っているものでございます。

説明は簡単ですが、以上です。

○小幡主査 樫谷副主査、どうぞ。

○樫谷副主査 そういう意味では非常に少ない人数でやらなければいけないという環境はよくわかるのですが、その少ない環境だからこそ、より合理的な方法でコストを削減しないといけないだろうということなので、市場化テストというものを見られたときに、どこまで御存じかどうかわかりませんが、これは大変だという部分はどこにあるのでしょうか。

少ない人数の中でこれは本当にできるのかというのは当然疑問に思われると思うのです。幾らいいものでもできないではないかと。いいものかどうかの検証もしなければなりません。いいものであったとしてもこんなに作業はできないということもあるかもわかりません。その辺は作業として、例えばお茶の水女子大学だと人数が少ないから難しいけれども、東大は予算が大きいので何かやりくりできないかみたいな余計なことを考えしまうのですが、例えば東大あたりならば施設の一部について試行的にやってみようとか、いいものかどうかの検証もしていただかなければいけないということもあると思うので、一遍やってみようかとならないのかどうなのか、そこなのです。

強制的にやれということはなかなか、国と特に大学というのは微妙な関係だというのは私も知ってはいるのですが、ただ、いいものはできれば採用していただきたいという気持ちも我々にはあって、それは邪魔をするのではなくて、いい形で促進するという意味で試行的にやっていただくみたいなことができればよりいいのかと。そういう成功事例を確かにいろいろなところの中でやって、ただ本当に事務局の数も少ない、あるいは学生数が少ないようなところは、そこはまた別の方法があるのも確かにおっしゃるとおりだと思うのですが、そこはどうなのでしょう。

○小幡主査 東京大学、いかがでしょうか。

○平野部長 全く総合評価方式の契約を否定するという観点には我々も立ってございませんので、いろいろな契約、例えば施設管理業務以外の場合も含めて、総合評価で契約している場合も本学の場合もございます。

ただ、施設管理について、これは平成16年法人化以降、ある程度包括契約を結んできているという状況と複数年でコスト削減というものを図ってきたわけですが、近年我々として課題になってきているのかというのは、包括をあまり進め過ぎると今度はプレーヤーがいなくなってくるという問題があって、そこが今、限度に来ているかなという状況です。

それは応札の状況を見ても、毎年顔ぶれの変わらない2者ぐらいで来て、しかもその金額は、片方はもう継続的にとりに行こうという意気込みがあるところですけども、もう一者はただ顔を出しているだけみたいな状況になっている部分もございますので、その辺について見直しを図っていけるツールとして、総合評価方式がそういったものとして成果

が上がるというのが見えるのであれば、試してみる価値はあるのではないかと考えています。

ただ、今のところはどのような状況においても最低価格で落札したところを選ぶという方式でやっておりますので、我々が求める入札の公募のときの要件、それに付加価値を求めるようなことというのは、応募要領上に求めてもいいのかもしれませんが、そこにサービスの提供にコストがかかってくるとなると、それは我々としては選択できないというのが現状だと思います。

○樫谷副主査 質というよりもむしろコスト面を重視しているという御説明だということではよろしいですか。

○平野部長 はい。

○小幡主査 お茶の水女子大学、どうぞ。

○菅原課長 私どもの場合ですと、もちろん質は維持したいというところがございまして、特に女子大という特性がございまして、女子寮でございましてか、特に女性しか立ち入らない部屋などもございまして。そういったところを配慮いただきながら、例えば清掃をしていただくとか施設管理をしていただくといったことがございまして、清掃などについては総合評価落札方式を取り入れさせていただいております。

私どもにとって一番重要なのはコスト、これは東大さんも同じだと思いますけれども、なるべく下げて、それで質は落とさないということだと思っておりますので、趣旨としていただいております、前回の平成22年度にこういった官民競争入札のヒアリングがあったと聞いておりますが、そのときに課題としていただいた3年単位の複数年化をしていくことについては、なるべく進めております。その結果、かなり落札価格が当時のものと比較をして下がっている。そういう実がとれている部分があるのかと考えています。

施設などに関してなかなか包括化を進めつつ進んでいない状況は正直ございましてけれども、それらについてどう考えているかといいますと、実は大体大きな契約を3年単位で今やっておりますので、その契約をする前に他大学の情報をいただきまして、他大学で包括的に請け負っている業者さんに見積もりを出していただきまして、それで主立ったところについて価格の比較をして、これは意味がないとか、例えば先ほど義本審議官の説明にございましたが、特別な資格がないと請負できない、電気の主任技術者の資格が要るとか、そういったものもありまして、そういったものを外していくとこういったものが残るのだけれども、それで個々に発注した場合との検証を行って、そんなに大きな差があるわけではありませんが、個々に発注したほうが私どもにとっては有利だという状況を確認した上で包括化はしていないといったことでもございまして、いただいている趣旨を踏まえて複数年化するであるとか、包括化することの是非というものを検証した上で、今のような契約の形態をとっているということでもございます。

おっしゃっている趣旨で、もともとのいただいている意向というのが大変ありがたいお話で、私どもにとっていろいろな情報を提供いただき、それで私どもの選択肢がふえて

いると理解しております。

以上です。

○小幡主査 石堂副主査、お願いします。

○石堂副主査 何年か前にヒアリングした実績がありますが、そのころの議論というのはどちらかというとも大学の特殊性というお話が非常に前面に出て、特殊なところもあるだろうけれども、一般的なものもあるのではないというのが随分繰り返しの議論だったような気がします。

そういう意味では、大学とはいえども、ほかの主体と同じように調達改善が進められる分野はあるね、それはこういうところだねということについてはほとんど議論がなくなっているのではないかと思います。

そうはいつでも大学の自主性ということが言われるわけですがけれども、私の考えでは、意地の悪い見方ですが、自主的にやらざるを得ないようになっている1%削減にしても、どんどん経費は予算は削られていく中で、大学が自主的に調達改善をせざるを得ない局面にずっといるのではないかと思います。

御説明の中でもいろいろやってきているというお話がありました。ただ、こちらからこういうところはどうなのですかという指摘がまだあるのも事実なので、それは私の考えではスピード感の問題ではないのかと。やってはいる。ただ、御説明の中にもあったようにばらつきがあるということはやれていないところもある。一方では1%削減は続いていますから、コストを切らなければならないという必要性はずっと続いている。でも、スピード感がなくても何とかやっているとすることは、1%以上に本当は切れるのだということではないかと思うのです。

ですから、自主的にやるということは自主的にやっていただかなければならないので、先ほど東大の平野先生のお話にあったように、ノウハウがないとできないというのは確かに事実だと思うのです。だから、そのノウハウを蓄積して、各大学が能動的に動いていただくということがこの議論の前提にあると思うのです。ですから、それをぜひやっていただく必要があるのではないかと。

今の包括化の議論も、確かに何でもまとめて規模を大きくすれば安くなるなどということはないのです。実際に業者の実態を調べた上で、こういうまとめ方が最適であろうというものでぶつけてみるということをやらなければなりませんから、まさしくノウハウがないとできない話だと思うのです。

ですから、繰り返しになりますけれども、大学には自発的に調達改善をやっていただきたい。そのためには、ノウハウの蓄積をしてスピード化をやっていただかないと交付金の削減に追いつかなくなりますということになるのではないかとというのが私のいわば意見でございます。

これは各大学というよりも、文科省さんの見方をお聞きしたいと思うのです。

○小幡主査 では、文科省、お願いします。

○義本審議官 石堂先生がおっしゃるとおりだと思っています。我々としては自主性、自律性を尊重すると同時に、しっかりした新しい適切な判断をいただくための情報提供とか、そういうサポートするという事は非常に大事だと思っていますので、それを今までも積み重ねてきてはいますけれども、いろいろな形での取り組みが今、進んでいますので、そういう情報をしっかり集約して、幸いなことながら国大協のいろいろな中においてのそういう研修をすとか委員会がありますので、そこでより深く学んでいただくような機会が持てないか。

特に経営陣ではなくて、こういう問題というのは具体的に調達を担当しているセクションの方々自身の考えとか手間暇というものがありますので、逆にそういうところでのメリットとか、過去のケースなどにしてもどうだったかということの情報の共有をしっかりと図るようなことについては私どもとしてもしっかりとやらないといけないと思っています。

幸いなことながら、東大あるいはお茶の水女子大もそうですけれども、そういう事例も蓄積されましたので、それを単にやっているだけではなくて、どのような苦労があったのかとか、あるいはどういう手順でやってきたのかとか、今の体制の中でどうやりくりしたのかということも含めて情報を提供させていただくような機会を持てば、むしろより石堂先生がおっしゃったようなノウハウの継承とか広がりにつながってくるのではないかと考えています。

○石堂副主査 我々の監理委員会の側から見ると、国立大学以外の分野についても幅広く見ておりますので、そういう中で見て、私は先ほどスピード感ということを申し上げましたけれども、いろいろお話を聞き、こうやりたいという中で、ほかから見るとここがどうして進まないのかとか気になるところが出てきますので、その辺はまた聞かせていただく必要があるのではないかと思います。

○義本審議官 その意味においては我々もこの事務局にもお力をいただいて、民間競争入札をした施設が独法の関係で文科省所管もありますので、そういう情報をしっかりと吸収させていただいてどうだったかという問題。

これは榎谷先生の御質問にも答える話になると思いますけれども、民間競争入札をかけますと、それなりの準備とか手間というものが結構かかるのではないかという意識もかなりありますから、その辺がどうなのかということも含めてしっかり情報を吸収させていただいた上で、榎谷先生がおっしゃったように、トータルのコストとしてどうなのかということをちゃんと比較考量をした上で自主的な判断をできるような形にしていくというのが大事だと思っています。

○石堂副主査 おっしゃるとおりだと思うのです。先ほど平野さんの御説明にもありましたように、人件費もどんどん削られていて人間も少なくなって、これが調達改善のために戻ることはあり得ないので、今の員数をどう活用してどうやっていくかという中で考えていただくしかないと思います。

○小幡主査 引頭副主査、どうぞ。

○引頭副主査 御説明ありがとうございました。

きょう初めてこの契約一覧を拝見したのですが、数も多く手間も大変かかるという御指摘はそのとおりと思います。従前からこの法のもとで民間競争入札を行うことについてのメリットを示してほしいという御発言がありました。それについてですが、契約金額を見ていますと、結構小規模のものが多くなっています。1,000万円未満のものや、数十万円のものなどがあります。実は私どもの経験では、樫谷副主査がご担当の業務フロー・コスト分析等々などから、契約金額がたしか5,000万円程度以上でないとなかなか大幅なコスト削減メリットは出しにくいのではないかという議論がございました。

そうした観点もあり、複数年化や包括化という話が出ていると理解しております。東京大学様の契約を拝見しますと、金額が1億円以上というものが幾つかあり、おまけに応札者も1者しかないというのも幾つかございます。それらは、結局のところ1者応札となるわけですから、その者が落札すれば、それが最低落札価格だという整理になっているわけです。

また、落札者の顔ぶれを見ると、先ほどの御説明にあったように、同じ企業が幾つも落札しておられます。きょう拝見したばかりの資料ですので、デジタルに何%とは言えませんが、ぱっと見ただけでも該当するものは、数社あるように見受けられます。一般の企業でも同じだと思うのですが、いつも同じ事業者に業務を御願いし、同じような仕事を行い、それをよしとしていますと、なかなか改善の御提案や効率化の御提案といったものは出づらいのではないかと思うのです。

この法のもとで民間競争入札を行うことの一番のメリットは、民間事業者の創意工夫が盛り込まれた御提案事項を得られる点です。民間事業者が創意工夫することによって、業務のやり方を変え、結果として全体としてのコストが下がっていくという図です。実際にそれでうまくいった場合には卒業という形でこの法の外に出ていくというプロセスもございます。事実、1回の実施で改善され、卒業されていく例などもあったりします。

1億円以上の契約で一者応札が結構多いということを考えますと、それだけでも包括化だとか複数年化を検討する以前に、まだまだ改善の余地があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。これにつきまして、東京大学様、お茶の水女子大学様において、なぜなかなか法の手続をすること自体が難しいとお考えなのかについてお伺いしたいと思います。

過去の実績については監理委員会として報告書を出しておりますが、そこにどれだけコスト削減が行われたのか、民間からのよい御提案が出たのか、御提案や工夫の中身も含めて記載されていると思いますので、それも踏まえてお答えいただければと思います。

○小幡主査 東京大学、いかがでしょうか。

○平野部長 この資料をご覧くださいますと、一番最初に東京大学の契約の実例が何点か載ってございますけれども、先ほど東京大学の事例といいますか、事情を説明したときにも、この包括化というのは相当やってきているのです。この包括化を進めてきたがゆえに、

それに対応できる業者が少なくなったというのが実態なのです。

ですから、例えばこの黄色で書かれている2番のところでございますけれども、本来、そもそも以前は宿日直業務は国の時代は大学が自らやっておった業務であります。この用務員等もそういうことです。それを定削等があったのでアウトソーシングをしていった。それはそれで個々に以前は契約をしておったのですか、こういったものを全体で取りまとめられるような包括契約ということをやったがゆえに、ここにある関東コーワが継続的にこの業者としてなっていますけれども、応札のときに入ってこられる人たちが少なくなってしまうというのが実態としてあるということでもあります。

ですので、そういう意味では我々としてもサプライが減っているということに関しては、少し懸念があるというのは実態としてわかっています。ですけれども、前年度に比べてどうかという比較で我々は入札をかけますので、そういう意味では、上段が前の3カ年契約、下段が今、行っている契約とごらんいただければと思うわけですが、価格としても1億円程度の減というものが出ておりますので、我々として見ればこの契約の削減効果というものはあらわれているのではないかと認識しております。

○小幡主査 では、お茶の水女子大学、どうぞ。

○菅原課長 お茶の水女子大学でございますけれども、まず、そういった官民競争入札の市場化テストのプロセスに乗せるときに、相当のマンパワーが要るだろうというのが東大さんと異なりまして、私どもの懸念になります。

特に3年先を見通してどういう最適な調達指標をつくるかというノウハウの蓄積が現時点で私どものところにございませぬので、かつ、今のこういう形で、これをご覧いただければ、121番以降が本学になっておりまして、細かい契約一覧を取りまとめる際のレギュレーションを把握していなかったので書き方が悪いところもありますけれども、ほとんどのものに関しては3年契約なら3年契約となっております、右に1年間しか期間が書いていないところもございますが、これは実際には3年間で契約をしております、各年度ごとにいろいろ契約を規約変更を細かく行ったりしますので、変更後の金額で入れているというのが実態でございます。

今、申し上げましたように、実は1回包括契約を結んでも、その後大学というのはいろいろな事業が特に研究分野では非常に動きますので、それで細かく修正をしていかなければいけないというところがございます。あと、包括契約をしていけば実際には受け入れていただけたところもあるのですが、この中で134、135で、1回ガスヒートポンプエアコンの整備事業を一般競争で行ったのだけれども、その後随意契約に戻しているのは、実際には3年契約にする意味がないということが、単年度でも3年契約でも実態として積み上げで東京ガスさんが請け負うのでこれは変わらないとか、法律上定められているような業務に関しまして、私どもは非常に規模が小さいですので、先ほども少し申し上げましたが、電気主任技術者を実は関東電気保安協会さんをお願いをして、そこで見ていただいているという状況があるのですが、141番、142番といったところですが、これは彼らの側

が単年度でしか契約を受け入れてくれないなどいろいろありまして、私どもにとってこれはいろいろ探し出して最も有利な調達先なのですが、そこが実は契約をしてくれないなどといったところが包括化した場合には既に懸念材料として持っております。

実際にその金額がどうなるかといった見積もりについても把握しておりますので、私どもにとって必要なのは、先ほどの回答の繰り返しになりますけれども、最も安くして有利な調達を行うことで、それができるのであれば包括化のプロセスというものももちろん検討に値すると思いますが、いただいた趣旨やいろいろ大学の中で情報共有しているもので、今のところ私どもが考える最も有利な調達が行われていると考えております。

したがって、御提案をいただきました包括化でいろいろお話もあるかと思っておりますけれども、今のところは私どもにとっては必要ないのではないかと考えております。

以上です。

○引頭副主査 御説明が言葉足らずだったのではないかと思いますので、包括化をさらに進めてくださいと申し上げたわけではなく、包括化以外のところでも工夫できるのではないかとことごとございます。例えば、160番の警備業務、これは7,000万円ぐらいの契約になっていて、随意契約となっています。先ほど菅原課長様に御説明いただいた内容はそのとおりだと思います。そこについては同意しておりますが、160番の契約については、こういう性格の契約こそ法に合うのではないかとも思うのですが、いかがでしょうか。

○菅原課長 160番につきましては、実は平成27年、この表の対象外ではございますけれども、4月1日から平成29年3月31日までの2年契約、現在生きております契約については一般競争入札に移行しております。

○引頭副主査 ちなみに今回の一般競争入札では、2者以上の応札がございましたか。

○菅原課長 それが残念なことに一者応札でして、この同じ会社が落札をしております。ただ、若干予定価格よりは下がっている状況でございます。

○小幡主査 今のお茶の水女子大の資料を見ると随契が多いですね。127番からずっとありますね。

一つ一つは結構なのですが、いろいろ御苦労なさっていることはよくわかりますし、御自分の大学で一番よいと思われることをいろいろ探していらっしゃるという御努力はよくわかるのですが、今、おっしゃった随契の例以外のところ、今まで引頭副主査もおっしゃったように、独法あるいは普通の施設で市場化テスト、民間競争入札の例はたくさんございまして、みんなそれをやっています。何故国立大学でできないのかというところで、その特殊性というのはどこにあるのかという話については、いわゆる施設に関するものですので、それほど特殊性はないのではないかと思います。

あとはノウハウがなくて、なかなか取っつきにくくて大変そうである、人手がない、難しそうであるとか、そういうことはいろいろあるかと思いますが、御自身のところで探していらっしゃる少ない経費で一番よい質をと、これは多分全員が望むところなのですが、その一番よいものを望む手段として民間競争入札というものをなぜ使えないかという、そ

のあたりが一番キーポイントかと思っておりますが、ほかの委員いかがでしょうか。ございますか。

石堂副主査、どうぞ。

○石堂副主査 確認しておきたいのですけれども、お茶の水女子大学さんの場合、規模が小さいということをおっしゃられるのですが、大学が単にベストプラクティスの情報の共有ということではなくて、大学が連携して役務についても例えば共同調達するという検討というものは、あるいは実例があればもちろんあれですけれども、検討はされておられない。要するに、予算は全然別だというのは私も十分理解した上で言っているのですが、今、霞が関の官庁では共同調達とかいろいろやっていますけれども、国立大学間でそういう動きというものはないものかどうか。

○義本審議官 ございます。例えば中京地域において、共同調達について幾つか大学がありますので、そこが共同してそういうコンソーシアムをつくって取り組みをするなどという動きがありますので、そういう情報も共有する努力をしています。

これは市場化テストの問題とは別に、今、石堂先生がおっしゃったように、もちろんその共同でやるにおいては地理的な近さとか、そういう問題も十分配慮してということになりますけれども、それは私どもとしては排除するつもりは全くございません。

小幡先生がおっしゃった話について言えば、我々としても別に市場化テスト自身を全く排除するというつもりはございませんし、それは施設によっては特殊性を強調すること以外に、独法においても、例えばこの参考資料2を見ましても、いろいろな研修施設の施設の管理があったりなどということもございますから、共通性もあると思います。

ただ、榎谷先生も冒頭お話がありましたように、どれが一番大学にとってメリットがあるのか、価格の問題とか質の問題も含めて総合的に判断するのは自主的に大学でございませうから、そういう情報をより細かくより丁寧にお伝えさせていただいた上で考えていく。それは単にコストが下がったということだけではなくて、これも前回の議論にもありましたように隠れたコスト、例えば時間的なコストもございませうし、それを準備に対してどうやっていくのかということも含めた上で情報を共有した上で総合的な判断をしていただく。そういう形での情報提供というのを、今後私どもとしてもいろいろな形での協力をいただきながらやれる余地はあるのではないかと考えています。ただ、あくまでも自主的な判断のポイントだと思います。

○斉藤専門官 少し補足をさせていただきますけれども、まさにこの度の2度のヒアリングをさせていただく中で、かなり首都圏の大学で情報が蓄積されてきたこともございませうし、また今回の対象が当然首都圏の大学ということで、ほかの大学の方々にも事例を全国津々浦々聞いている中で、各大学の中で蓄積は当然されてきているのですが、それを共有する立場としては、文科省と国立大学協会がこれまで以上に汗をかく必要があるだろうとは思っております。

国立大学協会として、一度こちらの事務局長にも来ていただいたこともあるのですけれど

ども、あわせて文科省として例えば国立大学法人の監事を一堂に会して研修をさせていただく会合ですとか、そういった文科省が主催する会議での周知というものは、国立大学協会を中心とした周知というものが一般的にこれまでやってきたものでございますので、審議官から申し上げたようなコストの考え方でありましたり、もしくは総合評価のやり方でありましたり、先進的な東京大学の事例などを文科省が直接各大学の方々に訴えていくという機会を積極的にこれからは持ちたいというのが文科省内で検討していることでございます。

○小幡主査 樫谷副主査、どうぞ。

○樫谷副主査 菅原課長がおっしゃったようなことで、努力をされていて、コストを下げている、総合的に見ているとそうだと思うのですが、これはいわゆる第三者委員会というのですか、契約監視委員会というのですか、各大学ではそういうものは現在設置はされているのでしょうか。

○平野部長 建物等の建築に関しては、契約監視委員会等は設けてございます。

○樫谷副主査 全体的にはやっていないということですか。

○平野部長 役務とかその辺はやっていないです。

○樫谷副主査 なるほど。

○菅原課長 状況は全く同じでございます。

○樫谷副主査 たまたま私は沖縄科学技術大学院大学、あれは建前は私立大学でしたか。

○義本審議官 特別な学校法人です。

○樫谷副主査 あそこで私は契約の監視委員会の委員をしております、全体の契約の中でいろいろなセグメントに分けて、それがどの程度役に立っているのか、正直に言って十分わかりませんが、少なくともサンプリングをしていろいろな意見を申し上げているということで、外の目も入れていたりするので、もしなかなか自分で一生懸命やっていますというのも説明しづらい部分があると思いますので、そういう観点からも見ていただいたり、その中でまた市場化テストもやってみようという御検討をいただけたら大変ありがたいと思います。

○小幡主査 そろそろ時間ですが、事務局から何か、よろしいですか。

ヒアリングは時間となりましたので、本案件についての審議はこれまでとさせていただきます。

私から若干まとめのようなことをさせていただきますが、本案件は法第7条に基づき実施した民間からの意見募集でいただいた御意見を踏まえて、3月に実施したヒアリングの再ヒアリングでございます。

本件につきましては、平成22年にもヒアリングを行い、国立大学法人においては各法人の自主的、自律的な判断のもと、サービスの質の維持向上及び経費削減が図られるべく改革を推進してこられたということですが、ただ契約状況を見ますと、現在もそれぞれの取り組みにはばらつきがありまして、さらなるサービスの質の向上や経費削減の観点から競

争性や包括化等の面でまだ改善の余地があるようにも見受けられます。

これに対しまして、先ほど斉藤専門官からもございましたように、今回のヒアリングを通して、文部科学省として国立大学協会と連携しながら、大学間での良好事例の共有等を図ることという姿勢が示されたところで一定の評価はいたしたいと思えます。

ただ、各大学の自主性に任せるべきであるということで、情報提供等に努めていきたいという文科省さんの御姿勢でございますので、これ以上文部科学省にヒアリングを続けていくというのは合理的でないように私どもとしても思っております。

したがって、今後は事業選定方針の一つに掲げまして、競争性や包括化等の面で改善の余地がある契約案件を抽出して、過年度からの契約状況や各国立大学法人の取り組み姿勢等確認の上、改善要請、ヒアリング対象事業というものを決定していきたいと考えております。このような方針で、ほかの委員の先生方もよろしいでしょうか。

そういうことでございますので、本日の議論の内容につきましては、私と事務局とで調整の上、監理委員会への報告資料として整理したいと思えます。整理したものにつきましては、事務局から監理委員会の本委員会に報告願うということになります。

委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。

何か事務局から確認はございますか。

○事務局 特にございません。

○小幡主査 本日は文科省さん、東京大学、お茶の水女子大学の方、来ていただいてありがとうございます。有意義なヒアリングになったかと思えます。

今後ともどうかよろしく願いいたします。

(文部科学省関係者退室)

(厚生労働省関係者入室)

○小幡主査 お待たせいたしました。

続きまして、厚生労働省の独立行政法人国立病院機構が行っている病院の施設管理業務の審議を行いたいと思えます。

本日は、国立病院機構本部企画経営部國分部長より前回の審議結果を踏まえた今後の対応方針に係る検討結果の御説明をお願いしたいと思えます。

なお、説明は10分程度でお願いしますが、今回の再ヒアリングに際し事務局より作成を依頼した資料、資料B-3につきまして、5月22日を締め切りとさせていただいたのですが、提出いただいたのが昨日6月23日であったという報告を事務局から受けております。その経緯についても御説明をお願いできればと存じます。

では、お願いいたします。

○國分部長 国立病院機構でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

前回3月に大分御議論をさせていただいて、私どもとしては、こういった施設管理業務については契約の問題を十分に承知している各病院がそのルールにのっとり、各地域の

事情に応じて判断するのがよろしいという基本的な考え方を申し上げたところでございますが、そういったことについては大分議論が深まったと思うのですが、全部調べなければいけないだろうという御指示をいただいたところでございます。

冒頭、主査の先生から遅れた理由をというお話がございましたので、それについて一言だけ申し上げれば、時期的に年度決算の確認作業がございまして、そういったものがある中で効率的な調査をするということで、調査票をつくったり回収したりというのに若干時間がかかったという事情があるところでございます。

資料について御説明をさせていただこうと思います。

前回3月5日のヒアリングの際に、3大都市圏400床以上の17病院について、概要を御説明させていただきました。今回、全病院の調査をしろということでございましたので、調べた結果を御説明させていただきます。

まず、資料についてでございます。当方が準備した資料はB-3の2枚目からと、そこからB-5まででございますが、B-3の2枚目、B-4のカラーの資料、これを中心に御説明をしたいと思っております。

B-4の資料の見方は前回御説明した17病院のものと同じでございますけれども、前回ヒアリングのときに窓口の業務、清掃、特に窓口という表現はビルメンテナンスのほうでは窓口という形なのかもしれませんが、私どもとしては実質的に医事業務という非常に特殊な業務だというお話をさせていただいたこと。

清掃につきましても、病院ということでかなり基準が違うということで、特殊性について議論をさせていただきましたので、今回の調査からは窓口、医事業務と清掃を除いて表にありますような設備管理・保守から環境管理まで大きく分けると5分類です。細かく設備のほうを分けると8個ぐらいありますので、全部で12分類という整理をさせていただいております。

民間の方からの御提案内容としては包括化、複数年化、総合評価方式ということになっておりますので、これも前回の表の見方と一緒にすけれども、現在実態として包括化されている契約について薄紅色の色をつける。複数年契約のものについては青い字、総合評価のところを赤い字という形で記させていただいているところです。

これも前回と同様ですけれども、斜線が入っているところは職員がみずから実施している場合とか、スポットで非常に小さな契約をしているもの、例えば植栽業務などについては生えてきたときにスポットで契約する、そういったものについては通年契約していませんので斜線を入れて整理をするという見方になっている。ここまでが見方のおさらいでございます。

全病院の調査結果について、B-3の2ページ目のところを中心に御説明をさせていただこうと思います。

包括化を行っている病院は、何らかの包括化です。2分野以上の業務で包括化を行っている病院というのは142病院中の42病院ということで全体の3割くらい、表の中で43と書い

てありますので、1病院が2つの分野で包括化があるので43と書いてありますが、そういう数字であります。

表にありますように、2業務で包括が行われているのが13病院、3業務が8病院、4業務5病院、5業務以上が17病院となっているところでございます。うち複数年契約と書いてあるところがその右側でございますが、42病院のうち35病院、8割ぐらいが複数年契約をやっており、さらにそのうち総合評価をやっているところが7つと、そういう実態がわかったところであります。それ以外の100病院については、包括契約というものは行っていないという実態がございます。

次の○のところで「各業務分野における包括化契約の実施状況は以下の通り」と書いておりますけれども、そのうちのいわゆるビルメンテナンス一般の設備管理・保守というところについて、8業務のうち上のほうから給湯設備とか電気設備とか、そういうものがあります。そういったものについては34病院や22病院と書いてありますが、分母になるのは先ほどの42病院でございますので、上から給湯、電気、空調、消防、給排水といった、いわゆるビルメンとしてイメージしやすい分野については、半分以上がやっている中ではなされているというのが見てとれるかと思えます。

昇降機とか自動扉とか、医療ガス、そういったものについてはコアのビルメン業務から距離があるのかと感じますけれども、それは少なくなっている。警備以下については、ごらんのとおりの1桁という形になっています。

次に、落札者の状況というものを整理してみたのですが、そのページの一番下のところですが、落札者のいわゆる役所の官庁のほうの共通のルールだと思いますけれども、落札者の等級というものがございます。A、B、C、Dというものがあるわけですが、例えば2業務をやっている13病院のうちでは、結果として落札した方がA級の方が2業者、B級の方が1業者と見るわけですが、非常に強い相関があるというわけではございませんが、例えば右のほうをずっと見ていって、5業務以上とか4業務とか、そういうところでは例えばDランクの方は落札する結果になっておりませんし、特に5業務以上になりますと、全部で17個の契約があったうちAランクの人が11以上ということでございますので、包括化していくに従って等級が上、簡単に言えば大きい会社のほうに契約が寄っていくという感じになるのかと思っている、そう見てとれるのかと考えています。

ここまでが表の事実関係の調査結果の概要ということになります。

次のページ、宿題というか考え方とか、そういうことについてどうなのかというお話がありましたので、それについて御説明いたします。

まず包括化の検討ということでございますが、これもそもそもの考え方についてはこの間申し上げましたとおり、地域の実情に応じてやるべきだということについての基本的な大きな考え方は変わっていません。前回のときにいろいろお話をさせていただいて、かなりやりとりをさせていただいた中で、私どもと一部の先生方と考え方が違うとすれば残念だと思うところとしては、私どもがこういった契約の全てについて調査をしていないと

いうことをもってガバナンスがないのではないかというお話がありました。

それについて、必要な本部で把握をしておくべき業務内容であるとか、そういうものについてはきちんと把握すべきだけれども、こういったビルメン関係の仕事というのが病院を運営していくに当たって必要のない仕事ではないので、重要でないと言いつもりはないのですが、その契約のあり方について一つ一つ全て把握しておくことが必要な分野とは私どもは必ずしも考えていない。医療のコアのところで、A病院のBという病棟で医療事故があったかどうか、そういったことについては非常に重要ですから、統計もと議論もするのですが、こういったメンテナンス部分というのはルールを示して各病院が実情に応じてやればいいのかという考え方については引き続き御説明をし、御理解いただきたいと思うところでございます。

このため、包括化への移行の是非の判断については、同じようなフレーズになってしまいますけれども、各病院の事務局が事情を熟知しているわけですから、事業者の状況や質の確保ができるかとか、そういったことを考えた上で、ルールは示しているわけですから、ルールにのっとって行うべきかと思っています。

ただ、包括化をしようとするということについて我々はまた否定するものでもございませぬので、前回も申し上げましたように、こういったヒアリングがあったこと、幾つかの病院では包括化が進んでいることについてはきちんとお示ししていくことをやればよいと思っていますし、仮に病院がそれを受けて包括化の導入を行うとした場合には、逆にきちんと競争性が確保されるのかとか、地域の中での中小企業の受注機会が必要以上に損なわれることのないようにすることも必要だと思いますので、そういった要件とか実情を踏まえるようなこと、そういう何らかの措置なり、何らかの意識というものが必要かと。そういうものがある限りにおいては各病院がやっていくのがいいと思いますし、そういう考え方を示すということはまた可能であると思います。

最後に、再委託とかコンソーシアムといったことについてお話がありましたけれども、いわゆる再委託については厚生労働大臣の通知で適正化についてと文書が出ておまして、そこに書いてあるように一括して第三者に委託することを禁止するとか、再委託をしてはならない部分があるとか、原則2分の1未満とか、そういったルールが示されておりますから、それを私どもも病院に通知して、その範囲内でやっていただくということですから、別にこれを特段変える事情はないのかと思っています。

コンソーシアムというのは多分ジョイントベンチャーみたいなものかと思いますがけれども、別にそれを直ちにやっていいかとかやっていけないかというルールはないとは思いますが、現状においても可能だと思いますけれども、無理やり別に組んでもらっても何かそこで付加価値があるかどうかというのはわかりませんし、逆に無理に組んで実質的な再委託2分の1ルールに触れてしまうようなこともよろしくないと思いますが、形骸化しないように注意する必要があると考えております。

以上、私どもの調査結果と私どもの考え方について、簡単に御説明させていただきますし

た。

○小幡主査 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました内容につきまして、御意見、御質問を委員の方々からお願いいたします。

樫谷副主査、どうぞ。

○樫谷副主査 今のお話は、施設管理業務はそれほど重要な業務ではないので任せておけばいいではないかということで、わざわざ把握する必要はないという論理のように聞こえたのですが、そこはどうも私は納得できません。

ここで見たら施設管理業務というのは非常に重要な業務で、それによって停電でも起これば当然病院そのものの機能が麻痺するわけですし、非常に重要な業務だと私は思っているのです。消防もそうですね。そこが今、実態がどうなのかということ把握しておかなければいけないと思うのですが、する必要はないのだというお考えなのですか。

○小幡主査 國分部長、どうぞ。

○國分部長 言葉は丁寧に選んだつもりなのでございますけれども、先ほど申し上げましたように、重要でないとしり上げたつもりはないです。委員の先生もおっしゃったように、メンテナンスとかそういう消防のこともありますし、内容もあれですから、先ほども重要でないということはありませんということをおっしゃっていただけますけれども、どこまでつまびらかに契約の内容を一個一個把握するかという費用対効果の問題かと考えておまして、前回も申し上げましたけれども、限りある事務職員がいる中で、我々はルールを示して、それにのっかってやっていただく。

今、先生がおっしゃった問題がないかということについては監査という仕組みもありますので、そういう中で整理はできるものではないかということで、言い方がよろしくなかつたとすればあれですけれども、重要でないという認識はございません。

○樫谷副主査 こういうことについての監査体制はどうなっているのですか。

○國分部長 ざっくり申し上げて監事さんというものがおります。要するに、独立した監事の体制と、内部統制監査部という理事長の下の組織ですけれども、監査をするというところがあります。そういうところの2本立てでやるという形になっています。例えば契約については契約審査委員会という内部組織としての役員が委員長になって、契約と関係ない部局の部長が、例えばほかの部の案件では私も委員になりますけれども、そういうところで契約を審査するところが随契とかであれば大丈夫かというのを見ますし、外部の人に入った契約監視委員会というのももう一個ありまして、そこでも事後チェックを受けるという形にはなっています。

○樫谷副主査 そこでは特に問題点は指摘されていないのですか。非常によくやっているという結論なのでしょうか。

○國分部長 本件について、個別にというのはとりあえず記憶にはないです。

○小幡主査 その契約審査委員会は、それぞれの地方にある国立病院機構での契約、いく

ら以上などという基準があって、それはもちろん全部上がってきているという理解でよろしいですか。

○兼平課長 契約するのは各病院でどういったものかというのは、よく随契をやるのかそういうものときには、本当に随契がいいのかどうかとか、そういうものの審査をしています。本部は本部でまた本部が契約するときはそういうものを見ていますし、各病院でよく100%の落札がどうかというところの審査はしておりますので、この契約の金額の妥当性とか、そういうものの内容をしてしておりますので、今、言われるこの業務がいいとか悪いとか、業務内容という審査ではないというところですよ。包括しているからいいとか一般競争しているからよくないとかそういうものではなくて、金額とか、そういう内容の審査をしているということでございます。

○小幡主査 それは全部について上がってきているのですか。要するに、幾ら以上の契約とか、そういうことですか。全部ですか。

○兼平課長 それは各病院のほうは病院でやっていますし、うちのほうでは金額超えです。見積もりをして、金額で縛りがかかっていますので、例えば役務で100万以下は病院で、それを超えたものの随契とか、そういうものの審査をしている。

○小幡主査 そうすると、ある程度の価格以上のものは各病院でなくて、機構本部に上がってくるということですね。

○兼平課長 そうですね。

○小幡主査 そうしますと、各病院に任せているとおっしゃいましたが、結局は、全部そこは本部に集約されるということですね。

○國分部長 一義的な契約は各病院でやるのだけれども、監査機能という中で見ているものはありますということです。

○小幡主査 そうすると、それは事後チェックですね。

○兼平課長 各病院では随契の範囲を超えたものです。審査したものは事前に本部へ上がってきて、本部で事前に内容を確認して随契がいいのかどうかという判断はしてございますので、ここにある一般競争のものが全部上がってくるというわけではございません。

○小幡主査 随契にしていいかどうかという事前のチェックをするということですか。

○兼平課長 そういうことです。

○小幡主査 なぜそういうことがあるかということ、今、部長がおっしゃいましたが、施設の契約でも重要なことがある、さすがにこれは独法としてお金が支出されるものでございますので、医療本体ではないとしても、施設管理に重要性がないということはないと思うのです。

○國分部長 重要性がないとは申し上げていないです。

○小幡主査 先ほどそのようにおっしゃったと思いますが。

○國分部長 しつこくて申し訳ないのですけれども、重要性がないということではなくて、業務の中での優先順位の問題というのはおのずと入れられるリソースに限りがあるのです

から、事務職員の数というものに限りがある中でどこまでやるかという中で議論がなされるべきではないかということです。

○小幡主査 随契のチェックは本部に上げてしていらっしゃるということで少し安心いたしました。そこは独法なのできちんとした形でチェック体制は必要だと思います。

石堂副主査、どうぞ。

○石堂副主査 御説明の中で、地域の実情を熟知した各病院というのが強調されればされるほどすごく気になるわけなのです。ほかのいろいろな契約案件を見ている、一者応札が続くとか、そういうときに結局発注元が地元、まさしく地元はどういう業者がいるとか、そういうことを十分把握していますかということ。我々は繰り返し繰り返し言う場面があるのです。この場合、地元の実情を熟知しているというのは、本部よりは地元が熟知しているだろうということは、私は一も二もなく認めることができますと思います。

ただ、各病院が同じレベルで熟知しているかいったら、それはばらつきがあるということ。皆さんはこれもまさしく本部として熟知しているのではないかという気がするのです。それを、この表現からいくと病院はどの病院も同じレベル、しかも非常に高いレベルで地元の状況を全部熟知していることを前提に皆さんは仕事しているということにならないか。そして、そこから生まれる結果について不安はないのかと疑問に思うというのが1点です。

もう一つ、先ほど監事さんの話とか契約審査委員会という話が出ましたけれども、私は察するところ、これらの事後的に調べるものというのは、要は国立大学病院機構が定めているルールどおりに手続がいつているかということの審査であって、そのルールを守った結果の金額というのは合理的だと見る仕組みになっている。今、行われている手続よりもよい手続があるかということ。提案する役割というのは負っていないのではないかという気がするのです。

我々が求めているのは、その病院に任せているからいいのだというものをもうちょっと乗り越えたいわけで、今実際に行われていることよりもよりよい手続方法がないですかということ。誰が検討するかというときに、それについて機構の本部さんは我々はそれは全く関知しないのだと言われると疑問に思うし、それについてはまた人的な能力もあって、そこまでは手が及ばないとおっしゃるのかもしれないけれども、問題点はそこではないかと思うのですが、いかがですか。

○國分部長 おっしゃる部分は大変よくわかる部分があると思います。我々の持っているリソースとの関係で、いかに効率的なやり方ができるかという一環のお話として議論させていただければと思うのですが、まず表現ぶりとして、確かに地域の実情というのは何度も書いていますので目ざわりだったのかもしれませんが、おっしゃるように、全ての病院が全て同様のレベルでということについては、それこそまたガバナンスがと言ったら怒られてしまうかもしれませんが、実際として140病院あるわけですし、重要でないという認識は一切持っていないですが、医療の部分から遠いのでそこそこ普通になさればいいたろうという認識で事業等がされているというのは、実態としてあると思います。

それをまた直ちにいけないとも言えないと思います。

そういう中で、そういうことがあるからこそ我々としては今回のことを契機として、こういう契約方法もあるという紹介をきちんと積極的にやっていきたいということを前回は申し上げましたし、それはやれば良いと思っています。ですから、私たちは包括化そのものがいけないと思っているのではなくて、選択肢の中でこういうものもあるよという形で浸透していけば良いと思っていますので、そのこのところの私どもの考え方を御理解いただければと思っていますところでは。

もう一点、監事さんの話でいえば、監事さんがどういうスタンスで業務をされているかというところまでは私どもとしては十分にわかりかねるところと、私から申し上げるのは僭越な部分がありますけれども、先生がおっしゃるように、まずはルールどおりのとっているかというのは監事の第一義的な業務というのはどのような法人であってても一緒だと思います。

ただ、まだこれもそれこそ監事さんと相談はしていないことですから、勝手に申し上げていかどうかあれですけども、監事さんは独立していろいろ回られるわけですから、私どもからお願いして、監事が監査に行けば病院と対話をするわけですから、こういう観点から付加的にそういう話をさせていただくということは可能ではないかと。ちょっと勝手には言えないですけども、そういう形の組み合わせで浸透させていくということは、監事と相談せずに勝手にしゃべっていますが、あり得るのかと思っていますところでは。

○石堂副主査 ありがとうございます。

前回、今回でどこかで説明済みだったら申し訳ないと思うのですが、全部の病院の契約担当の人が一堂に会する会議のようなものはあるのですか。

○國分部長 140病院でというものはない。

○石堂副主査 地域ごとでもいいです。

○兼平課長 各グループが6つあるのですけれども、いろいろ研修はしていますので、そういった中の一つのこまとしてはこういうものがあると思います。

先ほど言われたように、全部の病院が高いレベルかということ、それは病院によっては少しばらつきがあると思うのですが、私も事務なのですが、契約をするのは主に事務が手続するのですけれども、事務というのは基本的には病院は異動しますので、Aという病院でいいことをやったら、次の病院に持って行ってここでできないかどうかといったものは、グループの中で人事異動をしながらある程度均てん化という可能性というのは求められると思うのです。

そういった中で、あちらでやっていたのをこちらでいい取り組みができるかというのはそれぞれでやっていますので、そういった意味では研修も含めて、監査が入ると、先ほど言われたように契約の手続がいかどうかということとそれより上のレベルがあるかどうかということまで監査はしているかどうかというのはあるのですが、そういった人事異動をしながらある程度ほかのところの取り組みというのは取り込んでいけるかとは思

ております。

○石堂副主査　そういう一種の仕組みが存在するという事は理解しましたけれども、むしろこうやって2回もヒアリングさせていただいている中で、もっと意識的にそういう場面をうまく使って情報の共有化を強力にやっていただくということが必要なのではないかと。

そして、幾つかのグループというお話はありましたけれども、グループ間にも差があると思うので、必ずしもグループの中だけでまとまっていればいいということでも恐らくないだろうと思うので、本部が力を発揮して、こういういいことがあるのだということがどうしてほかで実施されないのかという観点で、それを各病院が熟知しているから各病院の判断がベストなのだとは断定してしまわないでやっていただく必要があるのではないかと思います。

○國分部長　まず、徹底の方法につきましては、確かに140病院一堂に会すというのはなかなかないのですけれども、ちょうどたまたま今、病院の経営も苦しいので、グループの運営とか経営をする担当の参事さんがいるのですが、そういう方々に毎月集まってもらうようにしています。

その中で、例えば診療報酬の話であるとか医療政策の動きとか、そのような話というのを毎月やるようにしていますので、各グループ事務所にも契約担当の係長などがいますので、そういうところを通じていろいろなお話をするというのはまた可能かと思っておりますので、そういったチャンネルは精いっぱい使っていきたくと思っています。

○石堂副主査　ちょっと意地の悪い言い方になりますけれども、それを繰り返していけば、それぞれの病院の考えたことがこれまでベストだったのだという線は多分崩れていくのではないかと思います。

○國分部長　そういう中で、もちろん行動が変容されてくるところがあればそれは否定するものではないのですが、また反抗ばかりして申し訳ないのですが、危惧として思っているのは、調べてみてなかなかそんなに業者さんがいないところもあるわけですから、そこはきちんと彼らに両方の選択肢をパラレルに考えてくださいというところは促したいと思っています。

今もあまり地域で業者さんの芽が出ていないところで無理やりやっても、そういうものが1者しかいなかったとしたら、それはまた地域の地場産業のためにもならないので、こういうやり方もあるということをごきちんと勉強しながらまた考えてくださいというのを強く言うという形が我々はベストかと思っているところは御理解いただければと思います。

○石堂副主査　ですから、最後は各病院が本当に地域の実情を熟知しているかどうかということをチェックしていただくといいということかと思っております。

○國分部長　熟知できるように、ここのところの表現がうまくなかったのも、大分あれになってしまいましたけれども、まさに先生のおっしゃっている部分と我々の共有する部分がありますので、よりよい選択ができるという意味で、こういう考え方もきちんと考えてくださいということとはちゃんと行っていきたくと思っています。

○小幡主査 樫谷副主査、どうぞ。

○樫谷副主査 機構の監事さんは何名でしたか。

○國分部長 常勤が1名、非常勤が1名です。

○樫谷副主査 それでこの142を回り切れているのですか。

○兼平課長 基本は3年に1回回るのと、あとは外部の監査法人も入っていますので、そこは契約の仕方がどうかという手続なので、先ほど言われたように、それがベストな方法というか、契約の手続に乗っているかどうかということで、言われる総合評価をしているとか一般競争入札で合っているかどうかというものを見ているので、そういった意味では、内部と外部でそれぞれチェックはしているということでございます。

○樫谷副主査 会計監査はそのような手続というのですか、そういうことはやっていないと思うのです。財務諸表監査ですので、恐らくそこまで突っ込んでやっていないとは思っています。多分、時間的にもないと思いますし、本当は私はやってもらいたいという話をいつもしているのですけれども、そこはしていないと思います。だから、むしろ監事さんなのですが、監事さんが常勤1人と、昔は非常勤ばかりで2人とも非常勤だったので問題だと私が申し上げたのですけれども、収入ベースで幾らでしたか。6,000億とか7,000億、もっとでしたか。

○國分部長 事業ベースは大体9,000億です。

○樫谷副主査 9,000億の企業とは違うのですけれども、もっと複雑なことをある意味やっているわけですね。そういうところで常勤1人と非常勤1人の監事で本当に回っているのかどうかというのも、回っていったらっしゃるので何とかしていらっしゃるのかもわかりませんが、そこがあるから、だからここはいいですということには私はならないと思うのです。

それこそ彼らも重要性に応じてやっていると思いますので、ここは確かにそれほど病院という意味での重要性という意味では確かにランクは落ちるかも知りませんが、基本的なインフラですので、非常に重要なことだと私は個人的に思っていて、独法改革については必ずしもコストだけではないのだということで、政策との関係だとか効果の発現ということを重視はしているものの、効率化できるところは徹底的にやっていただきたいということがありますので、トータルとしては小さな部分かも知りませんが、そこはそこで小さなところであったとしても着目をして、しっかり御指導を本部としていただければ大変いいかと思います。

○國分部長 繰り返しになりますけれども、御趣旨を踏まえていろいろな場面でこういう話をきちんと浸透させていくように努めるということについては、異存はございません。

○小幡主査 ほかの委員の方。

引頭副主査、どうぞ。

○引頭副主査 御説明ありがとうございました。

2点質問があります。

1点は、B-4とB-5の資料です。B-4は包括化の状況や総合落札方式なのか最低落札なのか随契なのかについて書いてあり、B-5にはさらに詳しく金額や契約の年数などが記載されています。

この資料をいただいてから30分もたっていないので、十分には読み解けていないのですが、これを御作成されたことを踏まえ、結局全体として契約における改善の状況、つまり、質及び金額においてどうだったのかについて総括して教えてください。これが1点目です。

2点目は、前回3月のヒアリングで17病院の調査の結果をお話いただいたときに東京医療センターのお話をされて、包括化を実施したが、結果として6,000万円程度契約金額が増えてしまったという御発言があったと思います。なぜ、そのような結果になってしまったのか。手順に何か問題があったのか、どのような点を改善すればよかったのか、といった分析はされましたでしょうか。私どもの経験では例え金額が増えたとしても中身が変わっているようなケースもございました。ずいぶん前のことで恐縮ですが、3月のときのヒアリングのさらなる深掘りというか、機構様でされた御分析を教えてくださいませんか。

以上2点でございます。

○小幡主査 よろしくお願ひします。

○兼平課長 先に2点目の東京医療のほうですね。これは包括前と金額が6,000万上がっているのですけれども、一概に比較ができないのは業務内容とか業務の仕様書というのを変えていますので、そういった面でふえているというところがございます。落札はしているので、予定価格にはおさまっているということなののですけれども、結果として金額はふえています。

そこが平成23年から平成25年の3年間やったところなのです。そのときは4者の応札があった。今回、平成26年度からまた3年間やっているのですけれども、そこでもまた業務内容を少し見直しているのです、1年当たりの金額はまた上がっているというのは確認しているのです。そこは業務内容が前と全く一緒ではないのです。

今回は1者の応札しかないのです、変な話、競争がされていない。前はほかに3者あったのですけれども、恐らく1者しかなくて、3年たってしまったので、次はもう手も挙げてこない。これがここ3年で1者だったのですけれども、次の3年のときどう見直せるかというのは、病院ともまた相談が必要だと思うのです。要は、もう1者しか来ないとすると、変な話固定してしまうというのがあって、それが質がいいのかどうかというのがあります。

そういった面も含めて金額だけではない面もあると思いますので、今の段階では、そこから進んだのは1者しかなくて、金額も委託内容も変わって若干プラスしているのです上がっているというので、今後これがどうなるかというのは、今の業務内容も踏まえてまた見ていかないといけないと思います。

○引頭副主査 1つ確認ですが、1者になってしまった理由については、何か御分析はさ

れていますか。

○兼平課長　そこは業者がどう見るかなので、病院のほうからもなぜそうなのかというのは、正直、前に応札したところまで、おたくはなぜ応札しなかったのですかというところまでは恐らく確認していないと思いますので、そこがなぜ1者かというのは、そこで固定化して次に入るのが難しいとほかの業者が思ったのか、その辺が正直わからないところです。

そこら辺がわかれば、例えば応札業者をどうふやしていけるのか、逆に私たちからも教えていただきたいというのは、今まで包括をやっているところがあるので、そういったところの事例を逆に教えていただいて、こうやってやれば、包括しても応札がふえるというのを逆に教えていただければというところがございます。

○小幡主査　1つ目はいかがでしょうか。

○國分部長　全体を総括してというのは非常に難しい質問でございますけれども、全体を総括しての御説明はB-3の資料で御説明をしたつもりなので、とりあえずそれ以上のことはないのです。

感想めいて申し訳ないのですが、前回17病院、要するに大都市圏中心にやってみたわけですけれども、今回全体としてやってみて、包括について都会がすごく進んでいて地方が進んでいないということでもないというのが割と新鮮といったらあれですが、そうしますと、今回私たちもあくまでも判断は病院の主体に委ねたいというところはそうさせていただきたいですけれども、仮に首都圏でそれなりに大きな事業者が結構いるところであれば、病院側としてこういう契約のやり方もあるということ院内で決めれば進んでいく部分もあるかもしれない。

ただ、今、それぞれ契約している小さな事業者もいますので、私たちは非公務員型の独法でも民間企業と同じつもりで頑張りなさいとは言っているのですけれども、公的なセクターとして地元の小さい人たちからも期待されている部分があるとすれば、その辺の兼ね合いでどうするかというのはありますが、都会の近くの病院でこういうものをやっている、その契約方法というものを勉強してみようかというところが出てくると、それは一歩前進かと思っています。感想めいていてすみません。

○引頭副主査　ありがとうございました。

○小幡主査　ほかによろしいでしょうか。

浅羽専門委員、どうぞ。

○浅羽専門委員　ありがとうございます。

私からは細かい話でお聞かせいただきたいのですが、いただきました病院の番号で14番と15番、これは全体を見ましても、きょう部長さんがいろいろだなという話をしている、私もいろいろだと思っはいるのですけれども、14番と15番ともに仙台のところで1つが仙台医療センター、1つが仙台西多賀病院ですが、B-5の資料で細かくその中身を見せていただくと、まず、仙台医療センターは包括契約で応札者数が結構な数が出ている

とざっくり見ました。もちろんこれがいい価格が出ているとか質がどうかはこれだけではわかりませんが、一方で個別の契約、細かく分けてやっている同じ仙台市内の西多賀病院で、給湯設備とか電気設備、さらには消防といったところは1者もしくは2者、同じ地域でやり方によって少し結果が違ふかもしれないここは思ったのです。

これは質問になるのですが、こうした同じ地域の中でそれぞれ、例えば北海道の情報を沖縄にとってもあまり意味のないことかもしれないですが、同じ地域内で結構違うやり方をして、でも違う結果が出てきているという場合に、情報の共有等はやられているものなのでしょうか。

特にそういうものは指導するとかしないとかという話ではなく、同じ地域なので地域の実情は大して変わらないかと、もちろん病院によって特性が違うのでしょから一概には比較できないだろうと思いつつ、でも、仙台、大都市でかつ同じ市内という中で情報共有くらいすればもうちょっとうまくできないのかとこれを見て思ったのですが、いかがなものなのでしょうか。

○國分部長 直ちにうまく言えるかどうかあれですけども、まさにこういうものを示していくことによって各病院が考えてくれれば、今回こういう調査をした意味があるかと思うのです。

ただ、仙台市が大きいか小さいかとか、その中でどのくらい、これですと業者さんの名前も入っていますけれども、その人たちの展開状況というものはわからないので、これについて個別にできるできないというのは言いがたい部分があるのですが、そうやって細かく自分の近く、グループ内、県内というものを見ていくことによって、必要があれば行動が変容するかもしれないという意味では、先生のおっしゃった形で近くも見てみるということに非常に意義があるとは思いますが。

ただ、これを個別にというのは答えがたいということは御理解いただければと思います。
○浅羽専門委員 私が結局申し上げたいことは、そのためには一定程度の情報が必要で、どうなっているのかというのはある程度はわからないと、何となくあそこがよさそうだとしたことだと進歩は遅いような気がします。

また、課長さんがおっしゃったように、人が移っていくことによってどんどんよくなっていくという効果はあるとは思いますが、ただ、それは属人的なものだったりもしますし、あるいは時間もかかることだと思いますので、せめてこういった情報がきちんとあれば、あそこでこういう金額でこうやってこの地域でやっていると、実際にこの両者がどうなのかは部長がおっしゃったように私もわからないので、直ちには私もほらこのとおりなどというつもりは毛頭なくて、ぱらぱらと開いて同じページでちょっと違うなと思っただけなのです。

でも、やり方の違いによって結果が違ふこともあるかもしれない、あるいはこういう業者が来ているとか、あるいは同じ業者がやっているなど、でも、同じ業務がここで名前が載っているけれども、金額がちょっと違ふなぐらいでも、もしかしたらいいかもしれない。

内容が違うから違うのかもしれないですけども、それだけでももしかしたら一歩も二歩も前進するのではないのかという前提にこういう資料もあるのかという気がいたしますので、ぜひ。

○國分部長 おっしゃるとおりで、そこはせっかくとったのですから有効活用しなければいけない。冒頭申し上げたように、この時期が非常にしんどい時期だったので、ようやく決算も終わったところなので、その中で我々もいろいろな仕事をさせられない時期があったので、大分時間がかかったり、最初のところでなかなかやりがたいと申し上げたのは事実ですけども、おっしゃるように、せっかくそういう中でとった資料ですから、もちろんこれは外には出さないという前提で、契約額とかいろいろ出すと今後の契約にはねますので、そういう意味で先生方限りという形で出させていただいているわけですけども、法人の中で共有するのは構いませんから、きちんと先ほど申し上げたような会議とかでも共有して、自分のところ、より地域の業者さんの実情を把握していくというのは、きちんとやっていきたいと思います。

○浅羽専門委員 ありがとうございます。

○小幡主査 引頭副主査、どうぞ。

○引頭副主査 B-5の今のページについてです。14番と15番の病院についてですが、②の警備業務の受託者が両方とも名称が同一ですが、参加等級をみますと、14番がAで15番ではCになっています。参加等級というのは病院ごとに違うのでしょうか。また、いずれも同じ仙台市内の案件ですが、地域的にどうなっているのか、見方を教えてください。

○國分部長 申し訳ないです。確認しなければいけないですけども、間違いの可能性が高いと思います。大変申し訳ないですけども、さすがに全部は出してもらったのはあれで、等級は同じ会社が違うということはないね。

○兼平課長 ないと思います。本店と支店があってという。

○國分部長 だから、契約計上が違ってなどというのはあるかもしれません。

○引頭副主査 可能性はあるけれども、同じ市内でもありますので、そうした可能性は低そうですね。

○國分部長 申し訳ございません。

○引頭副主査 とんでもないです。お忙しいところでの資料のご準備だったと理解しております。

○小幡主査 ほかに。

川澤専門委員、どうぞ。

○川澤専門委員 1点気づいた点なのですけれども、今回調査していただいて、契約状況を網羅的に把握されたというのは非常に貴重な機会だったかと思うのですが、他方で常勤職員において実施されている業務も非常に多いと思いますので、そこは常勤の方が実施するほうがいいのか、果たして民間委託をしたほうがいいのか、そこも含めてぜひ今後御検討いただければと思いました。

○國分部長 基本的に例えばボイラーの管理とかといった、それこそ医療サービスからの距離が遠いものであって外部に委託できるものについては、外部に委託していく方向というのは既に明確な方針があつて確認されているところです。

現在、そういう分野で斜線が引いてあつて、冒頭の御説明で職員がやっていると申し上げた部分については、いわゆる退職不補充になりますので、その方が退職された後には斜線ではなくなる。そうやっていくという理解で、おっしゃったような方針は持っているところです。

○川澤専門委員 ありがとうございます。

○小幡主査 それは機構として方針をお持ちになっているということですね。

○國分部長 はい。

○小幡主査 わかりました。

時間になりましたので、本案件についての審議はこれまでとさせていただきます。私のほうからまとめをさせていただきます。

本案件は法第7条に基づき実施した民間からの意見募集でいただいた御意見を踏まえて、3月に実施したヒアリングの再ヒアリングです。

今回143病院全ての国立病院の契約状況について整理していただいたこと、お忙しい時期だったということですが、機構としてもこういうことができたということは大変価値のあることだと思ひますし、私どもとしても現状を共有できたということは大変有意義であつたと思ひます。

まだ精査しなければいけません、さらなるサービスの向上や経費削減という観点からは、これはいろいろなやり方があると思ひますが、例えば業務の包括化、総合評価落札方式の導入などいろいろ改善の余地はあろうかと思ひます。それにより業務の合理化が図られるということであれば、独法でいらっしゃるので、国民のためになるかと思ひます。

したがって、先ほど地域の実情ということがございまして、それぞれのいろいろな地域で実情はあろうかと思ひますが、この中で業務を包括化して複数年契約にすること等でより大きな効果が期待できると判断できるものをぜひ抽出いただいて、市場化テストを実施していただきたいと思ひます。

国立病院機構におかれましては、今、私が申し上げた方針について検討の上、1週間をめぐりに事務局を通じて分科会へ御報告をお願いしたいと思ひます。

なお、引き続き市場化テストの導入に否定的な意向であつた場合には、本日委員の先生方からいろいろ発言がございましたが、それぞれの病院ごとでいろいろな今の入札契約状況があろうかと思ひますので、それぞれの病院ごとの具体的な入札改善策等について年明けをめぐりに再度ヒアリングを実施する可能性もあるということですが、委員の皆様、そのような方針でよろしいでしょうか。

そういうことですが。

國分部長、何かございますか。

○國分部長 抽出するというのは具体的にどういうことなのでしょうか。

○小幡主査 その地域の実情があるかと思いますが、例えば都市部のところであって、こういうところは市場化テストになじむのではないかというところを抽出していただく。143病院について全てとかということをお願いしているわけではないですから、できると思われる例えば都市部のところを抽出していただければという意味でございます。

○國分部長 では、少しやるのを考えて出せということですね。

○小幡主査 1週間をめどに御回答をいただければと思います。

本日の議論の内容については、私と事務局とで調整の上、監理委員会への報告資料として整理したいと思います。整理したのものにつきましては、事務局から監理委員会の本委員会に報告をお願いします。

委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がなおございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいて、各委員にその結果を送付していただきます。

事務局から、何か確認すべきことはございますか。

○事務局 特にございません。

○小幡主査 よろしいでしょうか。

以上をもちまして、独立行政法人国立病院機構が行っている病院の施設管理業務の審議を終了いたしたいと思っております。

国立病院機構の皆様、厚生労働省の皆様におかれましては、御出席ありがとうございます。ぜひよろしく御検討お願いいたします。

(厚生労働省関係者退室)

○小幡主査 続きまして、業務フロー・コスト分析の進捗状況についての審議を行います。

今回は外務省の独立行政法人国際協力機構の技術協力機材の在外調達支援業務及び防衛省の独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構が実施している業務について、いずれも事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 私から2件の業務フロー・コスト分析の進捗状況について御説明をさせていただきます。

C-1、独立行政法人国際協力機構（JICA）さんの資料についてごらんいただけますでしょうか。

1ページのところで、JICAさんの組織図あるいは国内の拠点、北海道は2つあるのですが、北海道を1つと数えて全部で沖縄まで15拠点、海外については100カ所の拠点があるといった全体像をあらわすデータを載せております。

この組織図の中で字が小さくて恐縮なのですが、赤い丸でくくっているところが調達部となっております。本部の中の1つの部署になります。今回、国際協力機構の技術協力機材の在外調達支援業務を実際に行っているところが調達部となっております。

スライドの2ページ目には、調達部の中でも計画・制度課が在外調達支援業務を担当さ

れているのですが、その計画・制度課の所掌業務について記載をしております。

2 ページ目のスライドの左半分には四角が5つございますが、基本的には調達部計画・制度課はJICAさんの契約全般についてのリスク管理ですとか法的な観点でのチェックですとか、あるいはそのモニタリング等の業務を行っている部署になります。

ただ、先ほど在外事務所は全世界で100カ所ぐらいあると申し上げましたが、在外事務所でもろもろ調達を行うに当たってはそのように、一步後ろに引いた対応ということでは在外事務所が調達をするに当たってリスク管理ができないということで「支援」という言葉が書かれてありますが、より踏み込んで計画・制度課が対応されていると聞いております。

技術協力機材の在外調達支援業務が右側の四角の中に書かれておりますが、1.から4.まで4つの業務に分かれているということを示しております。

3 ページ目のスライドは、今年の8月6日の施設・研修等分科会の際に、JICAさんの方がいらしてこの部屋でヒアリングをした際に、JICAさんが提出してくれた資料になります。

そのときのヒアリングのテーマは、3 ページ目のスライドの右下のところ、平成25年度、平成26年度の一番下のところが青くくくられている部分が平成27年度になって黄色く変わっているということで、要は平成25、26年度についてはJICSという外部の業者に委託されていたものが、平成27年度についてはJICAさんでみずからやる、直営をすることになったということについて、その是非について分科会で審議をしていただいたということでございます。

その審議の中で、直営にするということについての是非を今後数値的にも効率的かどうかということ明らかにするため、業務フロー・コスト分析を行ってくださいといったことが審議で言われております。それを受け、今回業務フロー・コスト分析を行うことになったといった経緯でございます。

4 ページ目のスライドにつきましては、平成25、26から平成27年度に至るところ、外注から直営に戻した部分について、そこを拡大してポンチ絵に示しております。

今回の業務フロー・コスト分析は、現行の平成27年度の3.、4.の業務が分析対象業務となります。この3.、4.の業務について1年間の時間、コスト等を業務フロー・コスト分析の中で明らかにするとともに、その比較対象として平成26年度の3.、4.、まだ平成26年度の3.、4.については、一部はJICAさんが直接実施されていて、一部についてはJICSに外注されていたということで、JICAが一部実施していた分と外注していた部分の合算したコストを比較対象とし、平成26年度と平成27年度のコストについて、最終的に比較を行うということ进行分析のテーマとして今後、作業を進めていくということで考えています。

ただ、平成26年度と平成27年度で在外調達の支援業務として実際にどれぐらいの件数があったかとか、あるいはその支援対象国あるいは在外の拠点がどういったところが並んでいるかといったものは当然中身は違うわけでありまして、その辺については最終的に数字を集計した後で合理的な調整をしてあげなければいけないのだろうと考えております。

資料のC-2については、様式2として今、申しあげましたJICAさんの3.それともう一枚、次のページに4.の業務について現状のフローを様式2という形であらわしております。

業務フロー図として、調達部計画・制度課、在外拠点担当者、情報収集先ということで、登場人物が大きく分けてその3区分に分かれています。分析対象は調達部計画・制度課ということで、フローにあらわす中ではこの在外拠点担当者なり、あるいは4.のフローについては情報収集先といったものも記載しないと、このフロー自体がなかなかわかりにくくなるということで、このフローには載せていますが、あくまでも分析あるいは数字等の集計の対象は計画・制度課の皆さんになると認識しております。

続きまして、資料D-1で駐留軍等労働者労務管理機構が実施している業務について御説明をさせていただきます。

資料D-1のスライド1ページの左半分のところに機構の主な業務と書いてございます。

こちらの機構の業務なのですが、この表の中で下に駐留軍等労働者という紫色のくくりの中に言葉が入っています。この駐留軍等労働者という方々は、端的に言えば日本にある米軍の基地で働いている日本人の方々のことを駐留軍等労働者と呼んでいます。

その方たちが働くのはあくまでも米軍の基地なり施設になりますので、労働役務提供先は在日米軍、現場でそういった方たちが働く中で指示を受けたり監督をするという方は米軍の方々という形になります。

では、その駐留軍等労働者の方々が雇用契約をどこと結んでいるかということ、それはあくまでも日本国、防衛省と雇用契約を結んでいるということで、給与については日本政府から支払いを受けるという形になっております。

こちらの機構については、在日米軍、日本国である防衛省、駐留軍等労働者の方々の間に入ってもろもろ連絡調整を行ったり、駐留等労働者の方々が日々仕事をする中で必要な業務を行うといった業務になっております。

駐留軍等労働者の方々がこういった仕事を米軍の中でしているかということについては、1ページ目のスライドの右下のオレンジ色のくくりの中に書かれております。会計事務職ですとか、フォークリフト運転手ですとか、消防員ですとか、あるいは下のほうで、販売員、コックですとか非常に多岐にわたった内容になっております。

一方で、機構の業務がこういった業務かといったことについては、その上に青いテキストボックスが3つございますが、大きく分けるとこの3つのなると聞いております。

一番上が駐留軍等労働者の雇い入れ、提供、労務管理の実施に関する業務ということで、要は、米軍の要求に応じて、駐留軍等労働者の方々、人の採用をこの機構でやるといったことが業務になっています。駐留軍等労働者の方たちは比較的、退職される方が多く、退職された方々に対する補充ですとか、あるいは米軍の要求に応じてその都度人を採用したりといったことについては結構苦労されているという話を聞いております。

2つ目の四角が、駐留軍等労働者の方たちへの給与の支給に関する業務ということで、先ほど申しあげたとおり、実際にお金を払うのは日本国の防衛省になるのですが、毎月幾

らの給料を払うあるいは手当として幾ら支給するといった計算、給与明細等を渡すといった業務についてはこの機構で行っているといったことであります。

もう一つが福利厚生業務ということで、ほう賞ですとか、制服を貸与したりといった業務ですとか、あるいは社会保険関係のもろもろの届け出の業務といったこともこちらの機構で行っているといった内容になっています。

スライドの2ページをめくっていただきますと、機構の組織と機構の支部が全国の、米軍の施設があるところのそれぞれに置かれているといった絵を示しています。

こちらの駐留軍等労働者労務管理機構が今回業務フロー・コスト分析の対象になっているのですが、その経緯になったのは、平成25年12月の監理委員会で、自動車検査法人さんですとか、あるいは芸術文化振興会さんですとか、6つの業務について業務フロー・コスト分析の対象に選定していただいた際に、こちらの機構もその選定候補に挙がっていました。

ただ、最終的にその際は選定はされなかったのですが、その理由は平成27年に組織を一部変えるということがその時点で既にわかっていたので、機構からもし分析をするにしても組織の再編があった後で分析をしたいといった話があったことから、平成25年12月の選定の際には対象から漏れた。今回平成27年になって、実際に組織を動かすのは7月1日からということで、きょう現在はまだ変わっていないのですが、7月1日以降、組織が変わった後に分析をやりましょうといったことで、今回分析をすることになったといった経緯でございます。

スライドの4ページは、改編前と改編後の本部と支部の組織について組織図をあらわしています。

スライドの5ページには、7月1日以降の機構の人員数をあらわしています。こちらは支部のそれぞれの人数も含めて記載をしております。

スライドの6ページで、今回分析を行う目的と分析実施方法について文章でまとめております。

目的については、機構が行う駐留軍等労働者にかかわる労務管理、給与計算、福利厚生等の業務について分析を行うことで、7月1日付の組織改編後の業務の点検確認を行うとともに、業務改善の余地について検討する。

それと、支部組織におけるさらなる組織改編ということで、ことしの7月1日付で組織が変わるのですが、数年後なのかあるいはもう少し先なのか、時期はまだ明確にされておりませんが、今後さらに組織改編を行うといったことが独法改革の中で機構から表明されておりますので、それに向けて業務効率化の検討材料とするといったことを分析の目的としたいと考えています。

分析をどのようにするかということなのですが、機構が行っている業務のうち主要な業務でかつ定型的な業務として、月例の給与関係の業務、駐留軍等労働者の皆さんにお支払いする給与の計算、給与明細等の配付、必要なデータの入手といった一連の業務について

分析の対象にする。

社会保険関係のもろもろ必要な書類等の受け渡し、あるいは関係事務所への提出といった業務について、さらに、年末調整の業務についても分析対象にするということで、その3つの業務については分析をやりますということで現状、話をしております。

分析の期間については、繁忙期と通常期の中からそれぞれ数カ月程度考えていますということも聞いております。ただ、実際に分析を行う時期については、何度も申し上げていますが、7月1日から組織が変わるということですので、その組織が変わった後でしばらく時間がたって、業務自体が落ちついてから分析をスタートさせたいということで、具体的には来年の1月ぐらいを目途と考えていると機構からは聞いております。

そのような形で現状考えているということで、御報告をさせていただきます。

以上になります。

○小幡主査 以上、業務フロー・コスト分析の進捗状況の説明でございます。

ただいま御説明いただいた内容につきまして、御質問、御意見ありますでしょうか。これは粛々と進めていただくということで、よろしいでしょうか。

本案件はこのような形で、引き続き業務フロー・コスト分析をお願いしたいということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

本日予定された議題は以上です。何か事務局からありますか。特によろしいですか。

○事務局 特にございません。

○小幡主査 以上をもちまして、本日の審議は終了となります。傍聴の方は御退席をお願いいたします。